

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成31年3月8日
<b>【発行者名】</b>	フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 小口 龍也
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区六本木一丁目9番10号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	長瀬 博子
<b>【電話番号】</b>	03-6230-5600
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】</b>	templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなし コース
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】</b>	templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなし コース 各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース  
 テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース  
 テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

ファンドの名称については、正式名称ではなく、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称等
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

なお、これらを総称して「テンプルトン世界債券ファンド」または、個別に「ファンド」もしくは「各ファンド」という場合があります。

「テンプルトン世界債券ファンド」の愛称として、「地球号」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）です。

当初元本は1口当たり1円です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 です。

「基準価額」とは、純資産総額をそのときの受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に以下の略称で掲載されます。

ファンド名	略称
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	地球号限H
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	地球号H無
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	地球号毎月

また、基準価額は、販売会社(後記「(8) 申込取扱場所」をいいます。以下同じ。)または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-6230-5699 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。)

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

#### (5) 【申込手数料】

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、 $3.24\% * (\text{税抜}3.0\%)$  を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料には、消費税および地方消費税(「消費税等」といいます。以下同じ。)に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位です。

なお、販売会社との契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (7) 【申込期間】

2019年3月9日から2020年3月13日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドのお申込取扱場所(販売会社)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-6230-5699 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。)

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

お取扱支店等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する日までにファンドのお申込代金を販売会社にお支払い下さい。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

販売会社の本支店等です。

お取扱支店等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

## ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

委託会社があらかじめファンドの受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

申込証拠金

ありません。

わが国以外の地域における発行

行いません。

クーリング・オフ制度

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社債、株式等の振替に関する法律および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく、ファンドの商品分類および属性区分は下記の通りです。

ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

「テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

< 商品分類 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり（限定ヘッジ）
一般	年2回	（日本を含む）	ファンド	なし
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	
中小型株	年6回（隔月）	北米	ファンズ	
債券	年12回（毎月）	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## 「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

## &lt; 商品分類 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

## &lt; 属性区分 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般	年2回	（日本を含む）	ファンド	なし
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	
中小型株	年6回（隔月）	北米	ファンズ	
債券	年12回（毎月）	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## 「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

## &lt; 商品分類 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

## &lt; 属性区分 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	
中小型株	年6回(隔月)	北米	ファンズ	
債券	年12回(毎月)	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各ファンドは投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資を行うため、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（「債券」）と組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（「その他資産（投資信託証券）」）とが異なります。

ファンドの商品分類および属性区分の定義については下記を参照して下さい。

なお、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の内容は、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧できます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分

（2018年12月末日現在）

## 商品分類定義

## 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4．独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

#### 補足として使用する商品分類

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### 属性区分表定義

##### 1．投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。



その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回（隔月）...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7．特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## ファンドの特色

## 1 世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な主要投資対象\*とします。

\*「実質的な主要投資対象」は、外国投資証券や投資信託の受益証券（これらを総称して、以下「投資信託証券」といいます。）を通じて投資する主要な投資対象を意味します。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※外貨建資産へも投資を行いますので為替変動の影響を受けます。

## 投資対象ファンドの投資目的等

① テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド	② 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

(注) 詳しい投資対象ファンドの内容については、「投資対象とするファンドの概要」をご覧ください。

## 〈テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース〉

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」といいます。)に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

## 〈テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース〉

## 〈テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」といいます。)に投資します。

## 2 外国投資証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

通常の状態においては、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」または「JPYクラス」への投資を中心（概ね信託財産の純資産総額の90%以上）とします。

## 3 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。

### 年2回決算

〈テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース〉

〈テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース〉

毎年6月および12月の20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### 毎月決算

〈テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注) 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースはそれぞれ個別のファンドです。

## 【収益分配金に関する留意事項】

- 収益分配金（以下「分配金」）は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

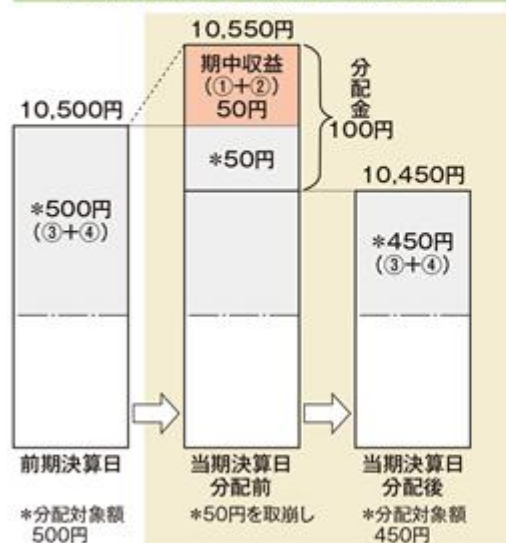
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



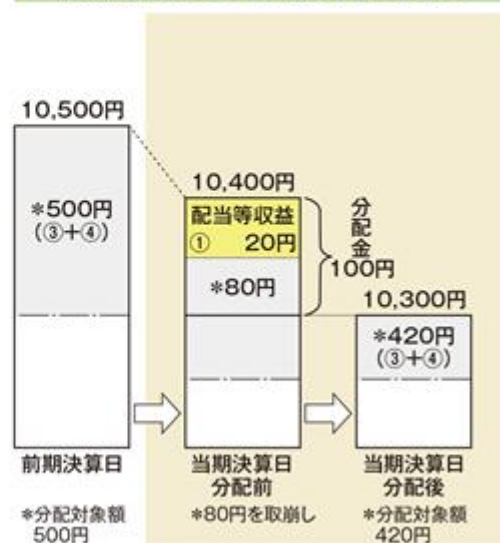
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

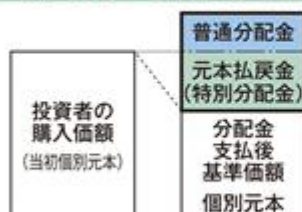


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

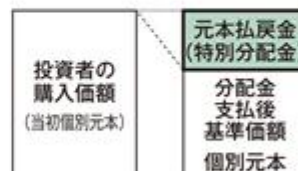
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2) 【ファンドの沿革】

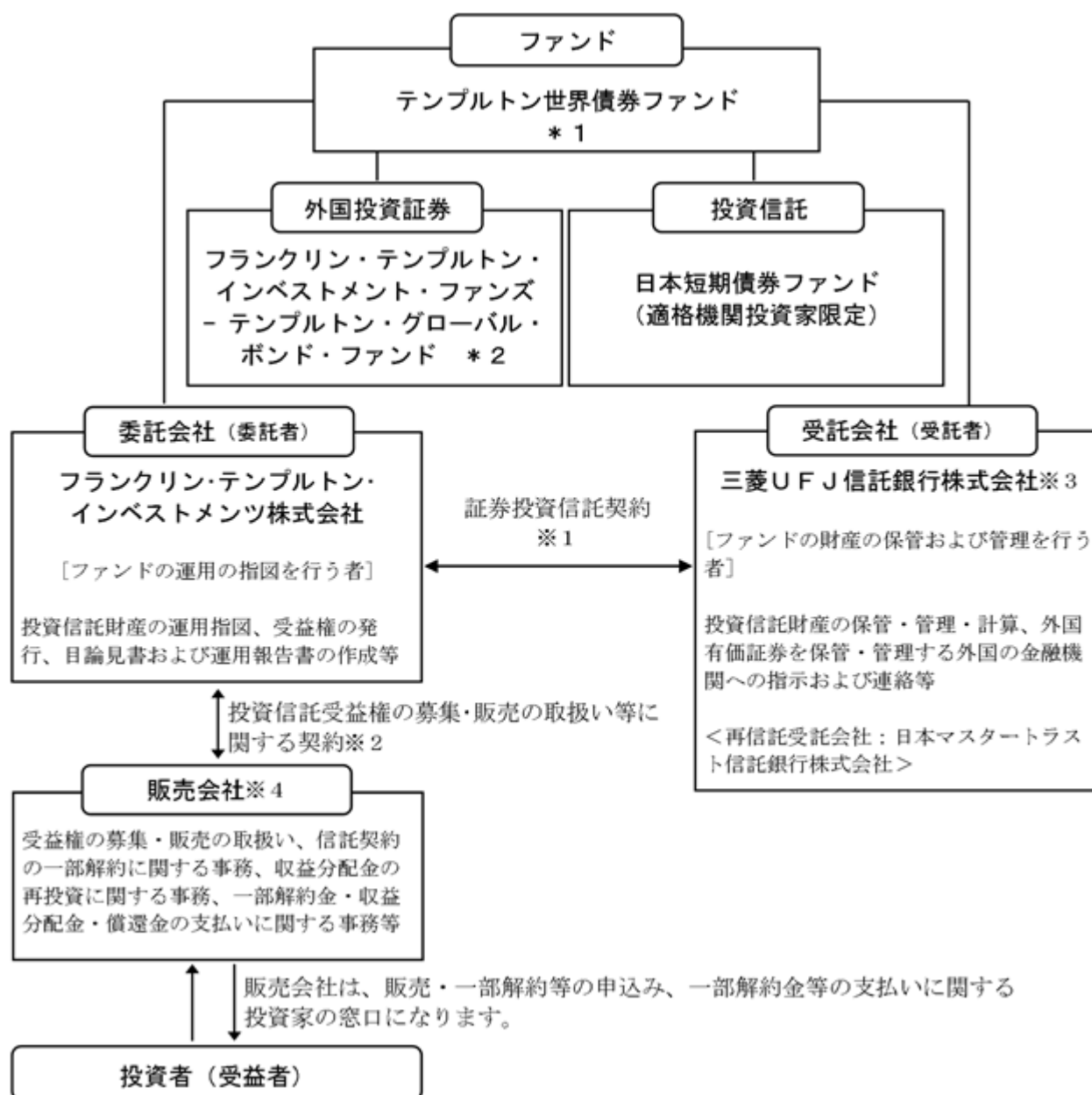
2010年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの基本的な仕組み

下記の図表中の\*1および\*2については、下表をそれぞれ当てはめてご参照下さい。

*1	限定為替ヘッジコース	為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース
*2	JPY限定為替ヘッジ・クラス	JPYクラス	JPYクラス



- 1 ファンドの投資方針、運用制限および設定・解約等に関する主な事項等が規定されており、ファンドの基礎となる重要な契約です。
- 2 委託会社が委託する投資信託の受益権の募集・販売および一部解約に係る業務の内容ならびにこれらの業務に関する事務手続等が規定されています。
- 3 受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。
- 4 取扱販売会社については委託会社にお問い合わせ下さい。

## 委託会社の概況

## ・資本金

490,000千円（2018年12月末日現在）

## ・沿革

1996年9月25日	templton投資顧問株式会社設立
1997年2月28日	投資顧問業者登録
1997年11月28日	投資一任契約業務の認可取得
2000年7月3日	フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社に 商号変更
2000年9月26日	投資信託委託業の認可取得
2003年9月30日	フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問 株式会社と合併
2007年9月30日	金融商品取引法の施行に伴い金融商品取引業者（投資運用業 及び投資助言・代理業）の登録
2013年3月29日	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）の登録

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フランクリン・templton・ キャピタル・ホールディング ス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 038987 サンテックタ ワーワン 38-03 テ マセック大通り7	43,580株	100%

（2018年12月末日現在）

- ・フランクリン templton インベストメンツ（委託会社が属するグループ）の概要  
フランクリン templton インベストメンツは、米国において70年以上の歴史を持ち、  
世界30ヵ国以上に拠点を有する独立系資産運用グループです。  
フランクリン、templton等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサー  
ビスをグローバルに提供しています。

グループの運用総資産は、2018年12月末日現在、6,499億米ドル（約71.3兆円）です。

2018年12月末日WMロイター（1ドル=109.715円）で換算

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

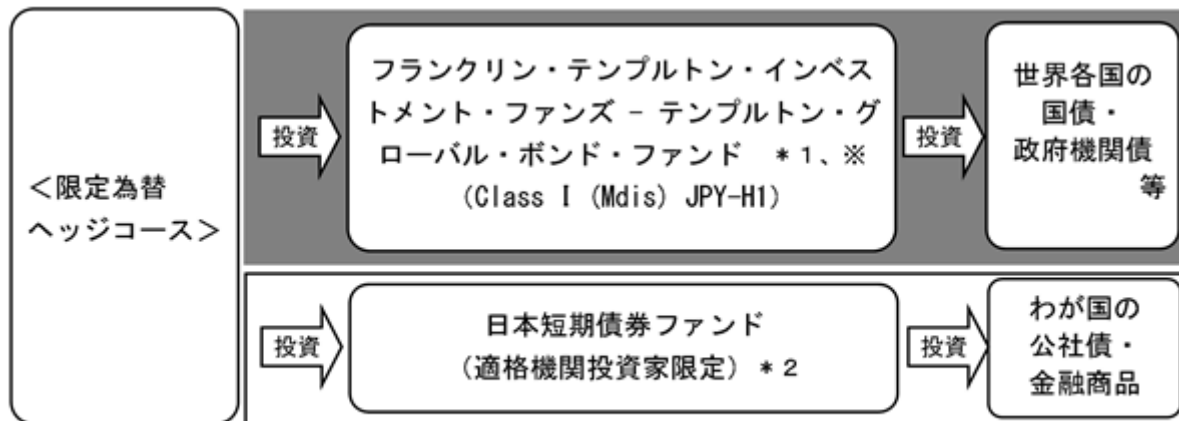
#### <テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

主として、外国投資証券である「JPY限定為替ヘッジ・クラス」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。

「JPY限定為替ヘッジ・クラス」への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90%以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



※外貨建資産へも投資を行いますので為替変動の影響を受けます。

#### 投資対象ファンドの投資目的等

\* 1 ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。

\* 2 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

（注）詳しい投資対象ファンドの内容については、「（参考）投資対象とするファンドの概要」をご覧ください。

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPY限定為替ヘッジ・クラス」に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。



## &lt;投資対象ファンドの選定方針&gt;

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

## &lt;テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース&gt;

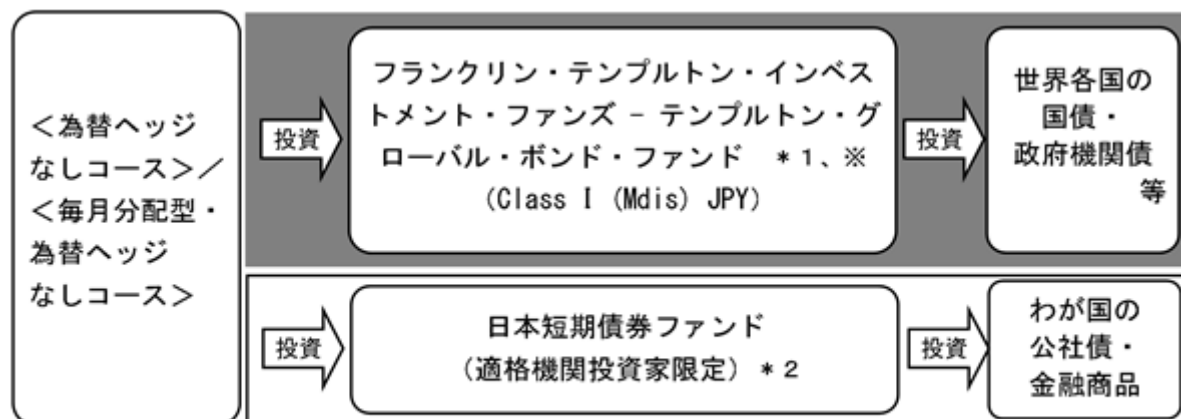
## &lt;テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース&gt;

主として、外国投資証券である「JPYクラス」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。

「JPYクラス」への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90%以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



※外貨建資産へも投資を行いますので為替変動の影響を受けます。

## 投資対象ファンドの投資目的等

\*1 ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。

\*2 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

（注）詳しい投資対象ファンドの内容については、「（参考）投資対象とするファンドの概要」をご覧ください。

為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPYクラス」に投資します。

< 投資対象ファンドの選定方針 >

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

( 2 ) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

- a．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  - 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．の証券の性質を有するもの
  - 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  - 4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限ります。）
  - 7．外国法人が発行する譲渡性預金証書  
なお、前記3．の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。前記4．の証券および前記5．の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b．委託会社は、信託金を、前記a．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
  - 1．預金

- 2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、前記a．6．に掲げるものを除きます。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

c．前記a．にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記b．1．から4．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## （参考）投資対象とするファンドの概要

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド
英 文 名	Franklin Templeton Investment Funds - Templeton Global Bond Fund
形 態	ルクセンブルク籍 / 外国投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て*
投 資 目 的	ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。
主 な 投 資 戦 略	主として世界各国の政府または政府機関が発行する固定および変動利付債券等に投資することにより、上記の投資目的を達成することを目指します。投資制限の範囲内で社債に投資することができます。また、複数の国によって組織または援助された国際機関（国際復興開発銀行や欧州投資銀行など）が発行する債券にも投資することができます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うことができます。デリバティブ取引には、スワップ（金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなど）、先渡しおよびクロス先渡し取引（フォワードおよびクロスフォワード）、先物取引（国債先物を含む）、オプションが含まれます。デリバティブ取引により、特定のイールドカーブ、デュレーション、通貨、信用（クレジット）のポジションが負（マイナス）となることがあります。他の証券、資産または通貨の値動きに価格が連動する証券や商品にも投資することができます。純資産総額の10%までの範囲内で債務不履行の状態にある債券を保有する場合があります。また、優先株式や債券から転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。 新興国、デリバティブ取引、非投資適格および債務不履行の状態にある債券への投資は、高いリスクを伴います。
主 な 投 資 制 限	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
関 係 法 人	運用会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク（米国） 管理会社：フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシ ズ・エス・エー・アール・エル（ルクセンブルク） 保管銀行：JPモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（ルクセンブ ルク）
設 定 年 月 日	1991年2月28日 1
決 算 日	6月30日
申 込 手 数 料	かかりません。 2
運 用 報 酬	3 年0.55% 2
管理会社報酬	3 年0.20%
保管銀行報酬	3 年0.01%～年0.14%

\*テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPY限定為替ヘッジ・クラス」に投資します。

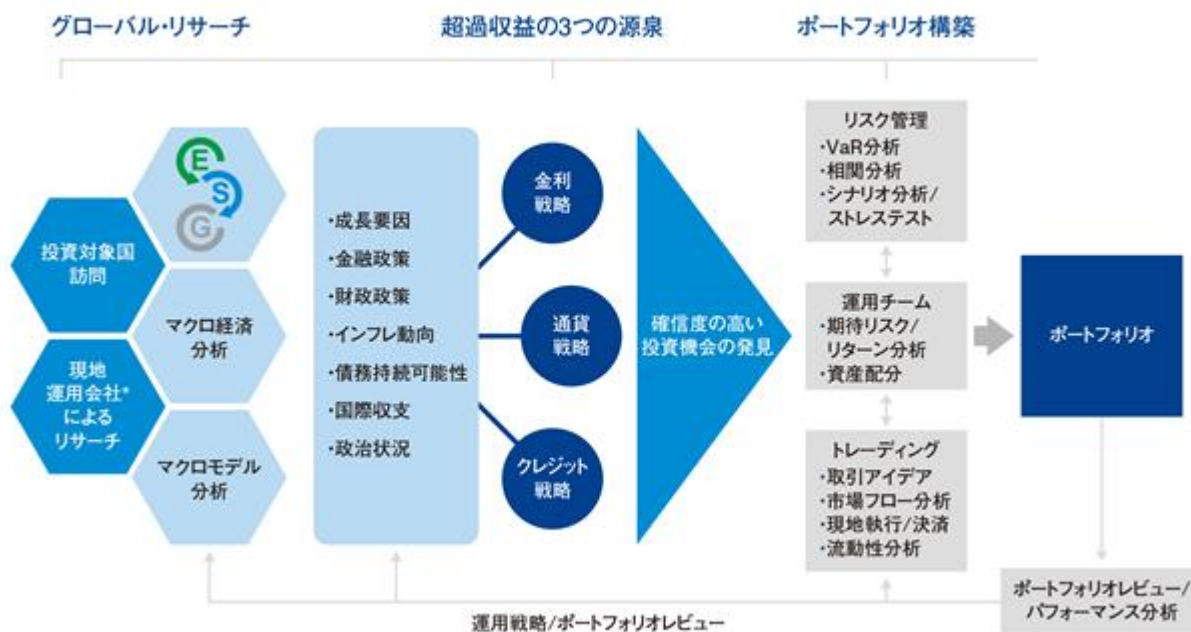
為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPYクラス」に投資します。

- 1 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」および「JPYクラス」の導入は2010年12月です。
- 2 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」、「JPYクラス」のものです。
- 3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

## &lt;ご参考&gt;

当ファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

## 運用プロセス



\*フランクリン テンプレトン インベストメンツのグループ会社および合併会社等の運用プロフェッショナルから構成されています。  
(注)上記はイメージ図です。

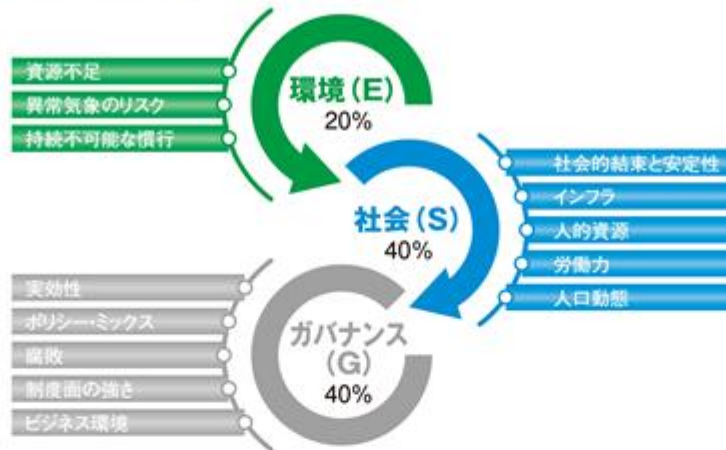
### ■ 徹底したファンダメンタルズ分析

- 運用チームは、投資機会発掘のため世界各国の金融・財政政策、貿易収支、財政収支などのマクロ経済ファンダメンタルズ分析や外的ショックへの耐性、全般的な政治状況など様々な視点からの分析を行います。
- 投資魅力度の高い債券や通貨を特定するために、独自の金利・通貨予測モデルや分析手法を用いています。

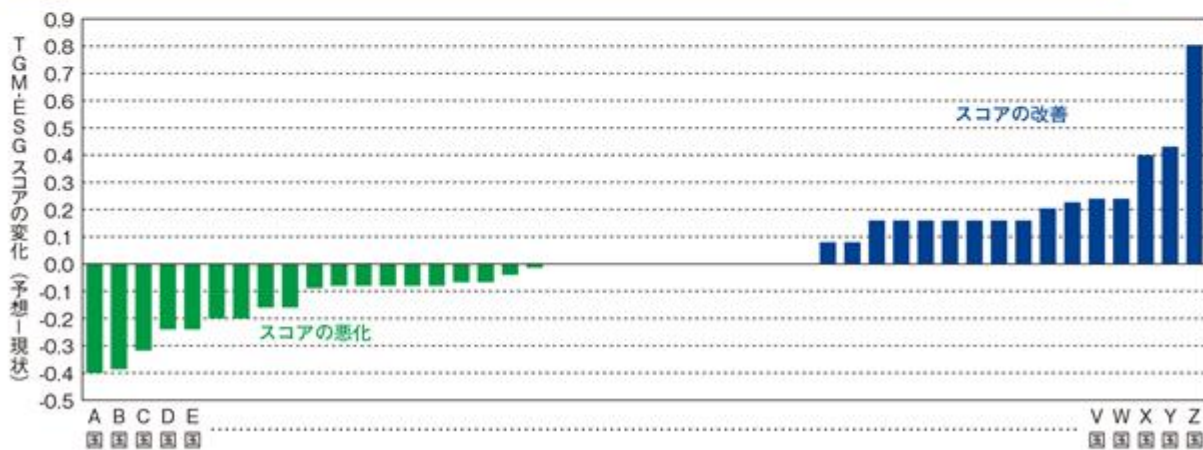
### ■ ファンダメンタルズ分析においてESG(環境・社会・ガバナンス)要因を考慮

- 投資対象債券については、徹底したマクロ経済指標分析に加えて、各国のESG要因をスコア化した指標も考慮し、総合的な投資判断を行っています。これにより、発行体の中長期にわたるリスクと信用力をより正確に把握することが可能となり、ポートフォリオのリスク調整後リターンの向上につながると考えています。
- 具体的には、中長期に亘ってマクロ経済や債券価格に最も影響を与えると考える13の指標について、各国の現在の状況と将来の予測状況を10段階で評価・スコア化します。環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の3つのカテゴリーにおける評価の平均スコアを算出し、Eは20%、Sは40%、Gは40%で加重平均し、総合的なESGスコアを算出します。こうしたプロセスに基づいて算出されたものがTempleton Global Macro ESG Index(TGM-ESG指数)です。
- ESGスコアについては、現在の水準ではなく、将来に亘っての変化の傾向を重視し、改善傾向にある国に着目しています。

## ESGに関連した13の指標



## TGM-ESG指数 - 現在と3年後の予想スコアを算出し、その変化に着目



上記の図は説明およびディスカッションのみを目的に作成されたものです。

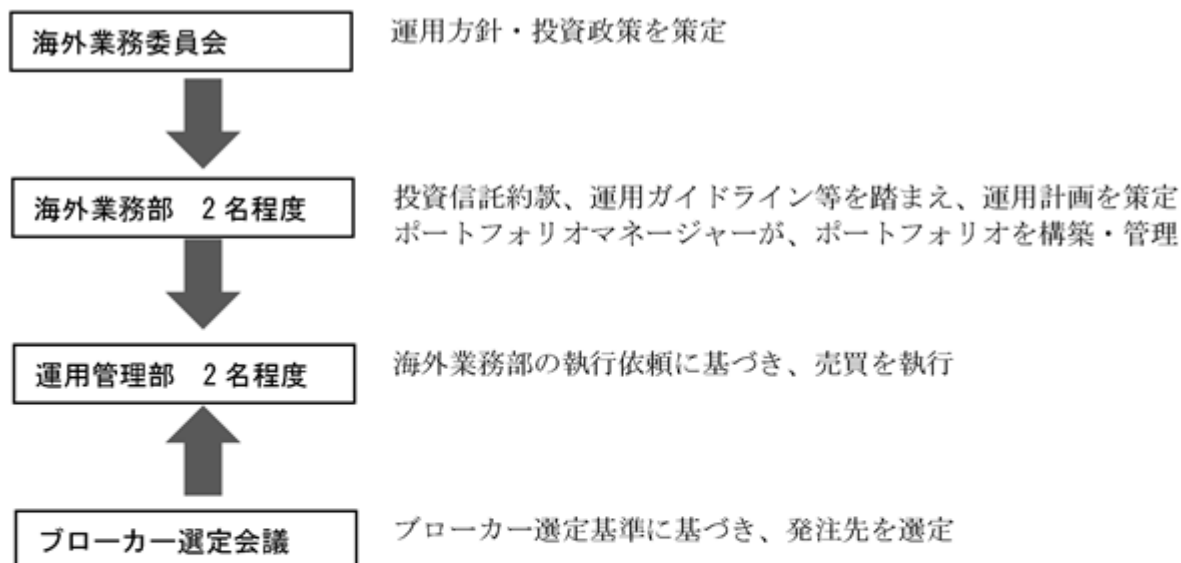
出所:テンプレトングループ・グローバル・マクロ・グループ TGM-ESG指数。予想スコアは、2018年3月末に算出された3年後の予想スコアを意味します。いかなる見通し、予想も実現するという保証はありません。

ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍/追加型株式投資信託
投資目的等	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。NOMURA - BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資は行いません。
関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
設定年月日	2007年9月26日
決算日	7月22日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	年0.1404%*(税抜0.13%)

・NOMURA - BPI短期インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる委託会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### （３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

委託会社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、「証券投資信託受託業務のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書」を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は2018年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （４）【分配方針】

<テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

<テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

毎年6月および12月の20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。



収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### （５）【投資制限】

##### < 投資信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

##### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

##### 利害関係人等との取引等

- a. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託会社（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の投資信託財産との間で、前記「2 投資方針 （2）投資対象 および 」に掲げる資産への投資等ならびに投資信託約款に定める「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」その他これらに類する行為を行うことができます。

- b. 受託会社は、受託会社がファンドの受託会社としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社または受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- c. 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託会社が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前記「2 投資方針（2）投資対象 および 」に掲げる資産への投資等ならびに投資信託約款に定める「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- d. 前記 a . から c . の場合、委託会社および受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

### 3【投資リスク】

#### （1）投資リスク

##### < 基準価額の変動要因 >

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の国債および政府機関債等の債券に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

##### 主な変動要因

###### 金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

###### 信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じた場合あるいはデフォルトが予想されると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

###### カントリーリスク

世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。

###### 為替変動リスク

###### < 限定為替ヘッジコース >

投資対象の「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。実質の通貨配分と異なる場合が想定されるため、ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生することがあります。したがって、限定為替ヘッジコースでは為替変動の影響を受けることが想定されます。

また、円の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

<為替ヘッジなしコース> / <毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

投資対象の「JPYクラス」では、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」と同様の米ドル売り・円買いは行いません。為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースでは、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## (2) 留意点

追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

信託の途中終了

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」による信託契約の解約により、ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

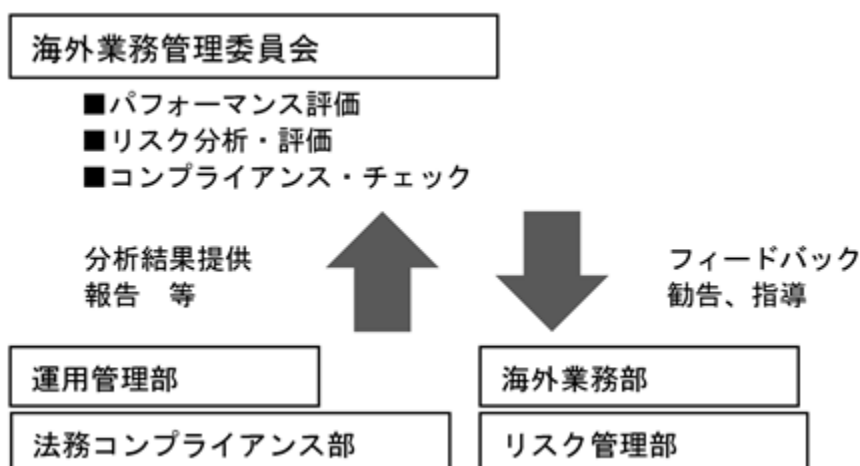
クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (3) 投資リスクの管理体制

ファンドの投資リスク管理のため、海外業務管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、リスク分析・評価及びコンプライアンス・チェックにつき審議します。

これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。



## &lt; 参考情報 &gt;

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2014年1月～2018年12月)

#### < 限定為替ヘッジコース >



#### < 為替ヘッジなしコース >



#### < 毎月分配型・為替ヘッジなしコース >



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2014年1月～2018年12月)

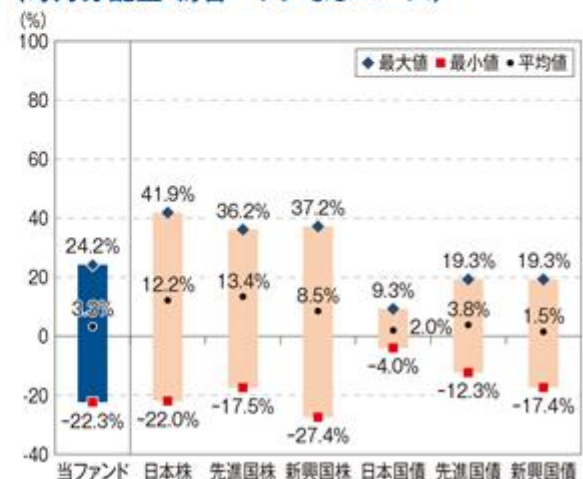
#### < 限定為替ヘッジコース >



#### < 為替ヘッジなしコース >



#### < 毎月分配型・為替ヘッジなしコース >



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、2014年1月から2018年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- (注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- (注) 2014年1月から2018年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- (注) 決算日に対応した数値とは異なります。
- (注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 《各資産クラスの指数》

日 本 株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、委託会社で円換算しています。

#### <代表的な資産クラスの指数の著作権等について>

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

- MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債を用いて行われるフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。

同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### （３）【信託報酬等】

ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率（年1.053%（税抜0.975%））を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払時にファンドから支弁します。

信託報酬率（税抜）の配分は以下の通りです。

支払先	配分	役務の内容
委託会社	年0.200%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	年0.750%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	年0.025%	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等

投資対象とする投資信託証券にかかる運用・管理報酬等または信託報酬

投資信託証券の純資産総額にそれぞれ以下の率を乗じて得た金額が運用・管理報酬等または信託報酬としてかかります。

名称	年率
テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド （Class I (Mdis) JPY-H1） / （Class I (Mdis) JPY）	運用・管理報酬等 年0.76%～年0.89%
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	信託報酬 年0.1404%（税抜0.13%）

詳しくは、「投資対象とするファンドの概要」をご覧ください。

実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、受益者が実質的に負担する料率は、年1.813%～年1.943%程度（税込）です。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドから投資信託証券への投資には、申込手数料はかかりません。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息を投資信託財産中より支弁します。

#### （５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、課税上、ファンドは株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

###### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

###### 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については、譲渡所得等として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が行われます。

源泉徴収選択口座（特定口座）を利用している場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。



## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。なお、益金不算入制度は適用されません。

## 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時のファンドの受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- ）収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ）収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

上記は課税方法等により異なる場合があります。

上記は2018年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は平成30年12月28日現在の運用状況であります。

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいい、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

## (1)【投資状況】

## 「テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,848,747	0.06
投資証券	ルクセンブルク	4,967,357,493	98.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		71,912,502	1.43
合計(純資産総額)		5,042,118,742	100.00

## 「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	11,804,323	0.24
投資証券	ルクセンブルク	4,868,906,688	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		72,292,876	1.46
合計(純資産総額)		4,953,003,887	100.00

## 「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	827,198	0.13
投資証券	ルクセンブルク	630,399,824	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,263,804	1.45
合計(純資産総額)		640,490,826	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

「テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

## a. 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	5,792,971.840	856.46	4,961,448,662	857.48	4,967,357,493	98.52
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	2,703,566	1.0546	2,851,180	1.0537	2,848,747	0.06

## b. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	0.06
投資証券	98.52
合計	98.57

「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

## a. 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	4,122,244.536	1,194.49	4,923,979,875	1,181.13	4,868,906,688	98.30
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	11,202,737	1.0546	11,814,406	1.0537	11,804,323	0.24

## b. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.24
投資証券	98.30
合計	98.54

## 「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

## a. 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルク セン ブル ク	投資証 券	フランクリン・テンプ ルトン・インベストメ ント・ファンズ - テン プルトン・グローバ ル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	533,726.029	1,194.49	637,530,404	1,181.13	630,399,824	98.42
2	日本	投資信 託受益 証券	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限 定)	785,042	1.0546	827,905	1.0537	827,198	0.13

## b. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.13
投資証券	98.42
合計	98.55

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

「templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

平成30年12月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記計算期間末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成23年 6月20日）	320	321	1.0348	1.0358
第2期末（平成23年12月20日）	423	424	0.9601	0.9611
第3期末（平成24年 6月20日）	671	671	1.0035	1.0045
第4期末（平成24年12月20日）	882	882	1.1030	1.1040
第5期末（平成25年 6月20日）	2,401	2,403	1.1007	1.1017
第6期末（平成25年12月20日）	2,683	2,685	1.1197	1.1207
第7期末（平成26年 6月20日）	3,566	3,569	1.1528	1.1538
第8期末（平成26年12月22日）	4,393	4,397	1.1338	1.1348
第9期末（平成27年 6月22日）	4,433	4,437	1.1268	1.1278
第10期末（平成27年12月21日）	4,140	4,144	1.0662	1.0672
第11期末（平成28年 6月20日）	6,055	6,061	1.0043	1.0053
第12期末（平成28年12月20日）	5,999	6,004	1.1053	1.1063
第13期末（平成29年 6月20日）	6,168	6,173	1.1314	1.1324
第14期末（平成29年12月20日）	5,684	5,689	1.1164	1.1174
第15期末（平成30年 6月20日）	5,156	5,161	1.0767	1.0777
第16期末（平成30年12月20日）	5,039	5,043	1.0866	1.0876
平成29年12月末日	5,571		1.0998	
平成30年 1月末日	5,535		1.1031	
2月末日	5,485		1.1032	
3月末日	5,442		1.1042	
4月末日	5,447		1.1105	
5月末日	5,209		1.0817	
6月末日	5,124		1.0733	
7月末日	5,255		1.1020	
8月末日	4,980		1.0512	
9月末日	5,075		1.0729	
10月末日	5,093		1.0924	
11月末日	5,099		1.0944	

12月末日	5,042		1.0876	
-------	-------	--	--------	--

「テンブルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

平成30年12月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記計算期間末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成23年 6月20日）	2,100	2,102	1.0047	1.0057
第2期末（平成23年12月20日）	1,786	1,788	0.9119	0.9129
第3期末（平成24年 6月20日）	1,962	1,965	0.9679	0.9689
第4期末（平成24年12月20日）	2,086	2,087	1.1362	1.1372
第5期末（平成25年 6月20日）	6,167	6,172	1.2913	1.2923
第6期末（平成25年12月20日）	9,090	9,097	1.4104	1.4114
第7期末（平成26年 6月20日）	7,058	7,063	1.4238	1.4248
第8期末（平成26年12月22日）	9,138	9,144	1.6315	1.6325
第9期末（平成27年 6月22日）	9,728	9,734	1.6655	1.6665
第10期末（平成27年12月21日）	8,395	8,400	1.5602	1.5612
第11期末（平成28年 6月20日）	6,508	6,513	1.2682	1.2692
第12期末（平成28年12月20日）	7,215	7,220	1.5632	1.5642
第13期末（平成29年 6月20日）	6,422	6,426	1.5401	1.5411
第14期末（平成29年12月20日）	5,774	5,777	1.5479	1.5489
第15期末（平成30年 6月20日）	5,145	5,148	1.4735	1.4745
第16期末（平成30年12月20日）	5,014	5,017	1.5388	1.5398
平成29年12月末日	5,679		1.5267	
平成30年 1月末日	5,370		1.4797	
2月末日	5,197		1.4628	
3月末日	5,155		1.4548	
4月末日	5,323		1.5045	
5月末日	5,129		1.4631	
6月末日	5,127		1.4762	
7月末日	5,253		1.5256	
8月末日	4,971		1.4581	
9月末日	5,150		1.5210	
10月末日	5,165		1.5454	

11月末日	5,144		1.5577	
12月末日	4,953		1.5215	

「templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

平成30年12月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記特定期間末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 6月20日）	456	457	0.9951	0.9971
第2特定期間末（平成23年12月20日）	180	180	0.9011	0.9031
第3特定期間末（平成24年 6月20日）	161	162	0.9456	0.9476
第4特定期間末（平成24年12月20日）	199	200	1.0979	1.0999
第5特定期間末（平成25年 6月20日）	863	865	1.2371	1.2391
第6特定期間末（平成25年12月20日）	1,040	1,041	1.3443	1.3463
第7特定期間末（平成26年 6月20日）	942	944	1.3456	1.3476
第8特定期間末（平成26年12月22日）	1,004	1,005	1.5289	1.5309
第9特定期間末（平成27年 6月22日）	988	989	1.5488	1.5508
第10特定期間末（平成27年12月21日）	808	809	1.4386	1.4406
第11特定期間末（平成28年 6月20日）	592	593	1.1596	1.1616
第12特定期間末（平成28年12月20日）	604	605	1.4172	1.4192
第13特定期間末（平成29年 6月20日）	984	987	1.3625	1.3675
第14特定期間末（平成29年12月20日）	873	877	1.3395	1.3445
第15特定期間末（平成30年 6月20日）	670	673	1.2449	1.2499
第16特定期間末（平成30年12月20日）	647	649	1.2707	1.2757
平成29年12月末日	862		1.3212	
平成30年 1月末日	631		1.2759	
2月末日	719		1.2542	
3月末日	672		1.2429	
4月末日	692		1.2803	
5月末日	667		1.2402	
6月末日	672		1.2471	
7月末日	691		1.2839	
8月末日	643		1.2222	
9月末日	650		1.2700	

10月末日	653		1.2855	
11月末日	657		1.2906	
12月末日	640		1.2564	

## 【分配の推移】

「templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0010
第2期	0.0010
第3期	0.0010
第4期	0.0010
第5期	0.0010
第6期	0.0010
第7期	0.0010
第8期	0.0010
第9期	0.0010
第10期	0.0010
第11期	0.0010
第12期	0.0010
第13期	0.0010
第14期	0.0010
第15期	0.0010
第16期	0.0010



## 「templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0010
第2期	0.0010
第3期	0.0010
第4期	0.0010
第5期	0.0010
第6期	0.0010
第7期	0.0010
第8期	0.0010
第9期	0.0010
第10期	0.0010
第11期	0.0010
第12期	0.0010
第13期	0.0010
第14期	0.0010
第15期	0.0010
第16期	0.0010

## 「templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0100
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0120
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300

## 【収益率の推移】

## 「templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

期	収益率（％）
第1期	3.6
第2期	7.1
第3期	4.6
第4期	10.0
第5期	0.1
第6期	1.8
第7期	3.0
第8期	1.6
第9期	0.5
第10期	5.3
第11期	5.7
第12期	10.2
第13期	2.5
第14期	1.2
第15期	3.5
第16期	1.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

## 「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

期	収益率（％）
第1期	0.6
第2期	9.1
第3期	6.3
第4期	17.5
第5期	13.7
第6期	9.3
第7期	1.0
第8期	14.7
第9期	2.1
第10期	6.3
第11期	18.7
第12期	23.3
第13期	1.4
第14期	0.6
第15期	4.7
第16期	4.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

## 「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

期	収益率（％）
第1特定期間	0.5
第2特定期間	8.2
第3特定期間	6.3
第4特定期間	17.4
第5特定期間	13.8
第6特定期間	9.6
第7特定期間	1.0
第8特定期間	14.5
第9特定期間	2.1
第10特定期間	6.3
第11特定期間	18.6
第12特定期間	23.2
第13特定期間	1.7
第14特定期間	0.5
第15特定期間	4.8
第16特定期間	4.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配（当該特定期間累計）付の額）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1特定期間については、前特定期間末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

## （４）【設定及び解約の実績】

## 「templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	330,200,763	20,298,635
第2期	161,340,407	29,696,831
第3期	362,483,979	135,182,253
第4期	286,811,402	155,975,654
第5期	1,545,742,467	163,710,165
第6期	568,862,866	354,056,372
第7期	1,183,099,773	485,880,095
第8期	1,322,447,092	540,894,013
第9期	602,302,395	543,405,117
第10期	321,892,324	372,432,751
第11期	2,325,439,662	178,997,565
第12期	171,645,084	774,039,467
第13期	584,851,480	560,372,773
第14期	110,286,939	470,505,587
第15期	48,288,704	350,980,600
第16期	78,389,189	230,061,883

(注1)上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

(注2)第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,196,537,306	105,885,921
第2期	177,882,777	309,201,752
第3期	198,372,609	129,564,203
第4期	107,152,705	299,309,441
第5期	3,654,790,828	714,648,208
第6期	2,513,443,811	844,110,908
第7期	1,799,775,250	3,287,647,943
第8期	2,094,566,844	1,450,737,109
第9期	954,718,127	715,019,529
第10期	367,402,766	827,756,185
第11期	161,965,286	410,360,272
第12期	122,085,592	638,436,995
第13期	113,512,340	559,525,154
第14期	148,173,711	587,740,695
第15期	76,852,935	315,347,170
第16期	60,983,554	294,073,231

(注1) 上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

(注2) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	515,429,887	56,915,597
第2特定期間	6,804,074	265,123,510
第3特定期間	1,350,089	30,475,083
第4特定期間	14,235,243	3,458,775
第5特定期間	585,630,772	69,246,377
第6特定期間	206,449,230	130,786,331
第7特定期間	124,809,024	198,183,958
第8特定期間	116,814,975	160,302,036
第9特定期間	101,438,296	120,072,773
第10特定期間	53,049,017	129,722,643
第11特定期間	2,952,642	53,763,794
第12特定期間	2,423,804	86,663,318
第13特定期間	336,240,285	40,550,329
第14特定期間	142,900,233	212,917,832
第15特定期間	80,377,577	194,151,520
第16特定期間	2,627,605	31,687,190

(注1)上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

(注2)第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。



## &lt; 参考情報 &gt;

〔 運用実績 〕

( 2018年12月28日現在 )

## 基準価額・純資産の推移

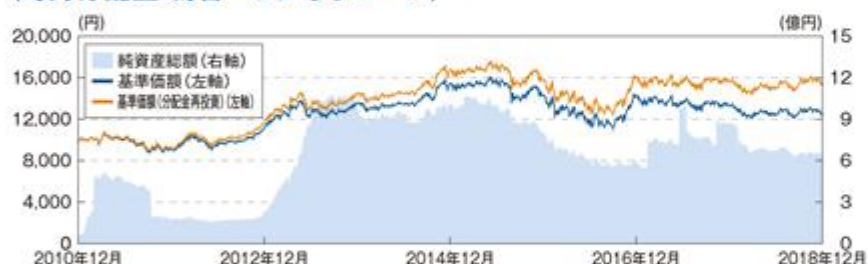
## 〈 限定為替ヘッジコース 〉



## 〈 為替ヘッジなしコース 〉



## 〈 毎月分配型・為替ヘッジなしコース 〉



※ 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※ 基準価額(分配金再投資)は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ 分配金は1万口当たり、税引前

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 分配の推移

## 〈 限定為替ヘッジコース 〉

2016年12月	10円
2017年6月	10円
2017年12月	10円
2018年6月	10円
2018年12月	10円
<b>設定来累計</b>	<b>160円</b>

## 〈 為替ヘッジなしコース 〉

2016年12月	10円
2017年6月	10円
2017年12月	10円
2018年6月	10円
2018年12月	10円
<b>設定来累計</b>	<b>160円</b>

## 〈 毎月分配型・為替ヘッジなしコース 〉

2018年8月	50円
2018年9月	50円
2018年10月	50円
2018年11月	50円
2018年12月	50円
<b>直近1年間累計</b>	<b>600円</b>
<b>設定来累計</b>	<b>2,620円</b>

## 主要な資産の状況

## ポートフォリオの状況

## 〈 限定為替ヘッジコース 〉

投資対象ファンド	98.6%
テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	98.5%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.1%
コール・ローン等	1.4%
計	100.0%

## 〈 為替ヘッジなしコース 〉

投資対象ファンド	98.5%
テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.3%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.2%
コール・ローン等	1.5%
計	100.0%

## 〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

投資対象ファンド	98.6%
テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.4%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.1%
コール・ローン等	1.4%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。  
 ※コール・ローン等=純資産総額(100%)−投資対象ファンド

## ■〈ご参考〉投資対象ファンドの資産構成

## テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド(2018年12月末日現在(現地))\*

債券	86.7%
現金・その他資産	13.3%

\*テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの計算日における月末最終日です。  
 ※現金・その他資産には、デリバティブ(買建/売建)を含んでいる場合があります。  
 ※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

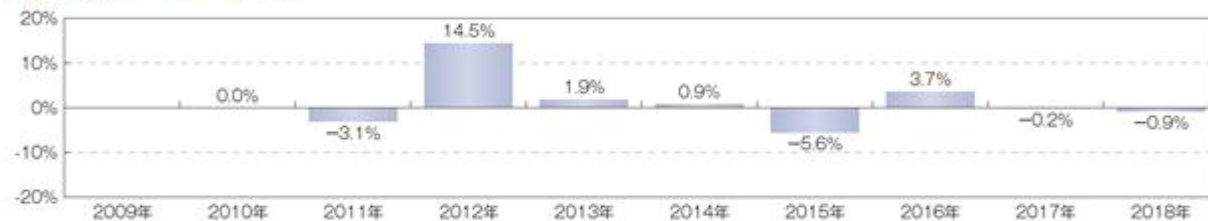
## 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(2018年12月末日現在)

債券	92.2%
現金・その他資産	7.8%

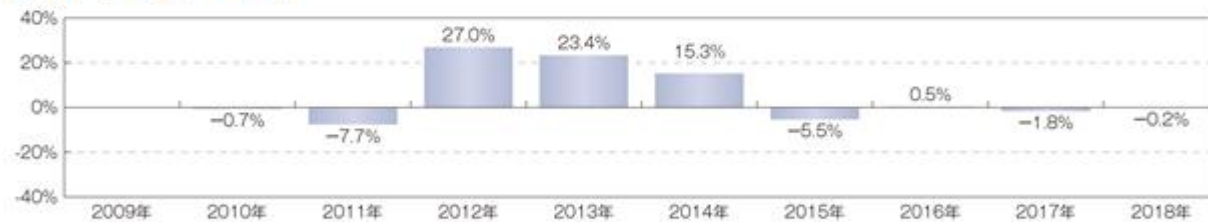
※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

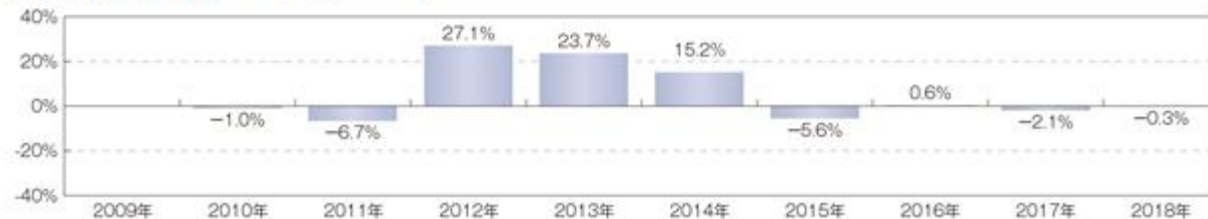
## 〈限定為替ヘッジコース〉



## 〈為替ヘッジなしコース〉



## 〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 ※ファンドにベンチマークはありません。  
 ※2010年は設定日(2010年12月27日)から年末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）取得のお申込み

ファンドの取得のお申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

なお、販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日には取得申込みの受付を行いません。

取得申込みの受付については、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

#### （2）お申込方法

ファンドの取得のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。なお、販売会社によっては「限定為替ヘッジコース」、「為替ヘッジなしコース」、「毎月分配型・為替ヘッジなしコース」の取扱コースが異なる場合があります。

ファンドには、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」、収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」いずれも取扱い販売会社において、取得のお申込みをされる場合は、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただくことになります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、お申込みに際して、ファンドに係る自動けいぞく投資約款（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）にしたがった契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### （3）お申込単位

お申込単位は、販売会社が定める単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### （4）お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

#### （5）お申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### （６）払込期日

取得申込者は、販売会社の指定する日までにファンドのお申込代金を販売会社にお支払い下さい。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### （７）取得申込みの中止等

委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### （８）その他の留意点

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

取得のお申込みの詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）ご換金

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求による換金を行うことができます。

ご換金の請求は、販売会社の営業日に行うことができます。

なお、販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日にはご換金の請求の受付を行いません。

ご換金の請求の受付については、原則として午後3時までにご換金の請求が行われ、かつ当該ご換金の請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからのご換金の請求は翌営業日の取扱いとなります。

### （2）ご換金単位

ご換金の単位は、1口単位です。

### （3）ご換金価額

ご換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額です。

### （4）ご換金代金のお支払い

ご換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

### （5）ご換金の受付の中止等

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、ご換金の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けたご換金の請求の受付を取り消すことができます。ご換金の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の請求を受け付けたものとして前記（3）に準じて計算された価額となります。

### （6）その他の留意点

ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ご換金の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

ご換金の詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

##### <主な投資対象の評価方法>

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国投資証券：原則として、当該外国投資証券の運用会社等が公表する基準価額で評価します。

証券投資信託：当該証券投資信託の委託会社が公表する基準価額で評価します。

##### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に以下の略称で掲載されます。

ファンド名	略称
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	地球号限H
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	地球号H無
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	地球号毎月

また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-6230-5699（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は無期限（設定日：2010年12月27日）です。

ただし、委託会社は、後記「(5)その他 (a) 信託の終了」にしたがい、ファンドを終了させることができます。

**（４）【計算期間】**

<テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

<テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までです。

<テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

毎月21日から翌月20日までです。

なお、上記の原則により、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日（決算日）はこの該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日（償還日）は、ファンドの信託期間の終了日とします。

**（５）【その他】****（a）信託の終了**

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日およびファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託会社は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使用しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 前記2)から4)については、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2)から4)のファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

## (b) 投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本(b)以外の方法によって変更することができないものとしします。
- 2) 委託会社は、前記1)の事項（ファンドの投資信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託会社は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとしします。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 前記2)から5)については、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1)から6)にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。
- 8) 投資信託約款の変更内容のうち、委託会社が重要と判断したものについては、運用報告書に記載します。

## (c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」は、契約期間満了日前の一定期間（3ヵ月以上前）までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、原則として1年毎に自動的に更新されます。

## (d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。



## (e) 運用報告書

- ・委託会社は、毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に、交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
- ・委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じてこれを交付します。

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

## (f) 信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。
  1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2) 受託会社は、前記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記1)1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3) 前記1)および2)にかかわらず、受託会社は、次の1.から4.に掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託会社のみ指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## (g) ファンドの信託契約に関する監督官庁の命令

- 1) 委託会社は、監督官庁によりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記「(b)投資信託約款の変更」にしたがいます。

## (h) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- 1) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 前記1)にかかわらず、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、前記「(b)投資信託約款の変更 2)」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- ( i ) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 1 ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - 2 ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ( j ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- 1 ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「( b ) 投資信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
  - 2 ) 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ( k ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
- ( l ) 投資信託約款に関する疑義の取扱い
- ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、収益分配金を委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る毎計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として、収益分配金は税引後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### 償還金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。）を委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求する権利を有します。

### 受託会社の解任請求権

受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係るファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース

#### テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（平成30年6月21日から平成30年12月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年6月21日から平成30年12月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成30年6月20日現在)	第16期 (平成30年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	100,516,035	92,893,132
投資信託受益証券	2,851,180	2,851,180
投資証券	5,089,041,586	4,973,445,743
未収入金	23,000,000	4,000,000
流動資産合計	5,215,408,801	5,073,190,055
資産合計	5,215,408,801	5,073,190,055
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,789,267	4,637,594
未払解約金	25,424,024	2,366,552
未払受託者報酬	733,268	691,707
未払委託者報酬	27,864,007	26,284,894
その他未払費用	200,423	192,370
流動負債合計	59,010,989	34,173,117
負債合計	59,010,989	34,173,117
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 4,789,267,459	*1 4,637,594,765
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	367,130,353	401,422,173
(分配準備積立金)	697,829,697	799,813,653
元本等合計	5,156,397,812	5,039,016,938
純資産合計	5,156,397,812	5,039,016,938
負債純資産合計	5,215,408,801	5,073,190,055

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期		第16期	
	自	平成29年12月21日 平成30年6月20日	自	平成30年6月21日 平成30年12月20日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		177,726,052		170,612,515
有価証券売買等損益		339,857,697		92,208,358
営業収益合計		162,131,645		78,404,157
<b>営業費用</b>				
支払利息		24,265		21,855
受託者報酬		733,268		691,707
委託者報酬		27,864,007		26,284,894
その他費用		218,897		215,567
営業費用合計		28,840,437		27,214,023
営業利益又は営業損失（ ）		190,972,082		51,190,134
経常利益又は経常損失（ ）		190,972,082		51,190,134
当期純利益又は当期純損失（ ）		190,972,082		51,190,134
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,051,201		1,403,532
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		592,889,162		367,130,353
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,794,657		6,791,757
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,794,657		6,791,757
剰余金減少額又は欠損金増加額		40,843,318		17,648,945
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		40,843,318		17,648,945
分配金		*1 4,789,267		*1 4,637,594
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		367,130,353		401,422,173

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 （平成30年 6月20日現在）	第16期 （平成30年12月20日現在）
* 1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,091,959,355円	4,789,267,459円
期中追加設定元本額	48,288,704円	78,389,189円
期中一部解約元本額	350,980,600円	230,061,883円
2 受益権の総数	4,789,267,459口	4,637,594,765口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日			第16期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日		
* 1 分配金の計算過程			* 1 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	143,737,670円	費用控除後の配当等収益額	A	139,899,115円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	720,382,825円	収益調整金額	C	710,036,976円
分配準備積立金額	D	558,881,294円	分配準備積立金額	D	664,552,132円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,423,001,789円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,514,488,223円
当ファンドの期末残存口数	F	4,789,267,459口	当ファンドの期末残存口数	F	4,637,594,765口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,971円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,265円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,789,267円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,637,594円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日	第16期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、投資信託受益証券及び投資証券であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、海外業務管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、リスク分析・評価及びコンプライアンス・チェックにつき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	同左



## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 (平成30年 6月20日現在)	第16期 (平成30年12月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

第15期(平成30年 6月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	541
投資証券	328,835,225
合計	328,834,684

第16期(平成30年12月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	-
投資証券	90,705,021
合計	90,705,021

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第15期 （平成30年 6月20日現在）	第16期 （平成30年12月20日現在）
1口当たり純資産額	1.0767円	1.0866円
(1万口当たり純資産額)	(10,767円)	(10,866円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数（口）	評価金額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	2,703,566	2,851,180	
投資信託受益証券合計		2,703,566	2,851,180	
投資証券	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	5,806,979.594	4,973,445,743	
投資証券合計		5,806,979.594	4,973,445,743	
合計			4,976,296,923	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 (平成30年6月20日現在)	第16期 (平成30年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	98,240,706	98,999,307
投資信託受益証券	11,814,406	11,814,406
投資証券	5,069,397,121	4,940,657,151
未収入金	-	5,000,000
流動資産合計	5,179,452,233	5,056,470,864
資産合計	5,179,452,233	5,056,470,864
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,491,941	3,258,851
未払解約金	2,513,581	11,179,452
未払受託者報酬	713,901	695,982
未払委託者報酬	27,128,157	26,447,008
その他未払費用	196,541	193,216
流動負債合計	34,044,121	41,774,509
負債合計	34,044,121	41,774,509
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 3,491,941,402	*1 3,258,851,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,653,466,710	1,755,844,630
(分配準備積立金)	1,361,244,775	1,389,522,412
元本等合計	5,145,408,112	5,014,696,355
純資産合計	5,145,408,112	5,014,696,355
負債純資産合計	5,179,452,233	5,056,470,864

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期		第16期	
	自	平成29年12月21日 平成30年6月20日	自	平成30年6月21日 平成30年12月20日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		174,042,399		169,973,793
有価証券売買等損益		413,507,302		85,286,237
営業収益合計		239,464,903		255,260,030
<b>営業費用</b>				
支払利息		25,889		22,056
受託者報酬		713,901		695,982
委託者報酬		27,128,157		26,447,008
その他費用		213,616		216,965
営業費用合計		28,081,563		27,382,011
営業利益又は営業損失（ ）		267,546,466		227,878,019
経常利益又は経常損失（ ）		267,546,466		227,878,019
当期純利益又は当期純損失（ ）		267,546,466		227,878,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		16,189,778		14,206,021
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,043,816,979		1,653,466,710
剰余金増加額又は欠損金減少額		37,134,302		31,296,681
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		37,134,302		31,296,681
剰余金減少額又は欠損金増加額		172,635,942		139,331,908
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		172,635,942		139,331,908
分配金		*1 3,491,941		*1 3,258,851
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,653,466,710		1,755,844,630

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 （平成30年 6月20日現在）	第16期 （平成30年12月20日現在）
* 1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,730,435,637円	3,491,941,402円
期中追加設定元本額	76,852,935円	60,983,554円
期中一部解約元本額	315,347,170円	294,073,231円
2 受益権の総数	3,491,941,402口	3,258,851,725口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日			第16期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日		
* 1 分配金の計算過程			* 1 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	141,490,376円	費用控除後の配当等収益額	A	145,052,084円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,061,092,935円	収益調整金額	C	1,014,035,992円
分配準備積立金額	D	1,223,246,340円	分配準備積立金額	D	1,247,729,179円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,425,829,651円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,406,817,255円
当ファンドの期末残存口数	F	3,491,941,402口	当ファンドの期末残存口数	F	3,258,851,725口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,946円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,385円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,491,941円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,258,851円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日	第16期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、投資信託受益証券及び投資証券であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、海外業務管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、リスク分析・評価及びコンプライアンス・チェックにつき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 (平成30年 6月20日現在)	第16期 (平成30年12月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

第15期(平成30年 6月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,241
投資証券	396,328,409
合計	396,326,168

第16期(平成30年12月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	-
投資証券	77,802,042
合計	77,802,042

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第15期 （平成30年 6月20日現在）	第16期 （平成30年12月20日現在）
1口当たり純資産額	1.4735円	1.5388円
(1万口当たり純資産額)	(14,735円)	(15,388円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数（口）	評価金額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	11,202,737	11,814,406	
投資信託受益証券合計		11,202,737	11,814,406	
投資証券	フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テmplton・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	4,136,206.374	4,940,657,151	
投資証券合計		4,136,206.374	4,940,657,151	
合計			4,952,471,557	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (平成30年6月20日現在)	当期 (平成30年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	11,706,796	11,190,598
投資信託受益証券	827,905	827,905
投資証券	661,203,380	638,540,509
流動資産合計	673,738,081	650,559,012
資産合計	673,738,081	650,559,012
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,692,856	2,547,558
未払受託者報酬	14,938	14,504
未払委託者報酬	567,565	551,124
その他未払費用	4,170	4,047
流動負債合計	3,279,529	3,117,233
負債合計	3,279,529	3,117,233
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 538,571,272	*1 509,511,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	131,887,280	137,930,092
(分配準備積立金)	61,702,325	61,749,851
元本等合計	670,458,552	647,441,779
純資産合計	670,458,552	647,441,779
負債純資産合計	673,738,081	650,559,012

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成29年12月21日 平成30年6月20日	自 至	平成30年6月21日 平成30年12月20日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		23,859,174		21,877,645
有価証券売買等損益		62,334,205		10,559,484
営業収益合計		38,475,031		32,437,129
<b>営業費用</b>				
支払利息		6,844		2,472
受託者報酬		97,968		89,538
委託者報酬		3,722,490		3,402,371
その他費用		29,404		27,522
営業費用合計		3,856,706		3,521,903
営業利益又は営業損失（ ）		42,331,737		28,915,226
経常利益又は経常損失（ ）		42,331,737		28,915,226
当期純利益又は当期純損失（ ）		42,331,737		28,915,226
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,570,050		287,931
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		221,480,942		131,887,280
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,921,831		708,713
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		22,921,831		708,713
剰余金減少額又は欠損金増加額		58,836,333		8,313,074
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		58,836,333		8,313,074
分配金		*1 16,917,473		*1 15,555,984
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		131,887,280		137,930,092

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成30年 6月20日現在)	当期 (平成30年12月20日現在)
* 1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	652,345,215円	538,571,272円
期中追加設定元本額	80,377,577円	2,627,605円
期中一部解約元本額	194,151,520円	31,687,190円
2 受益権の総数	538,571,272口	509,511,687口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日			当期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日		
* 1 分配金の計算過程 平成29年12月21日から平成30年 1月22日まで			* 1 分配金の計算過程 平成30年 6月21日から平成30年 7月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,121,006円	費用控除後の配当等収益額	A	3,674,704円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	348,981,781円	収益調整金額	C	297,431,723円
分配準備積立金額	D	81,945,336円	分配準備積立金額	D	61,621,725円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	435,048,123円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,728,152円
当ファンドの期末残存口数	F	652,423,141口	当ファンドの期末残存口数	F	538,175,422口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,668円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,739円
10,000口当たり分配金額	H	50円	10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,262,115円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,690,877円
平成30年 1月23日から平成30年 2月20日まで			平成30年 7月21日から平成30年 8月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,630,908円	費用控除後の配当等収益額	A	3,152,366円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	316,678,390円
分配準備積立金額	D	62,841,928円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	383,151,226円
当ファンドの期末残存口数	F	573,444,616口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,681円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,867,223円

平成30年 2月21日から平成30年 3月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,938,744円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	298,481,552円
分配準備積立金額	D	59,909,892円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	361,330,188円
当ファンドの期末残存口数	F	540,432,408口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,685円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,702,162円

平成30年 3月21日から平成30年 4月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,622,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	298,716,746円
分配準備積立金額	D	60,146,021円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,485,402円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	292,579,741円
分配準備積立金額	D	61,543,860円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	357,275,967円
当ファンドの期末残存口数	F	529,335,701口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,749円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,646,678円

平成30年 8月21日から平成30年 9月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,229,498円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	284,678,480円
分配準備積立金額	D	60,331,146円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,239,124円
当ファンドの期末残存口数	F	514,976,785口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,762円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,574,883円

平成30年 9月21日から平成30年10月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,418,965円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	282,239,513円
分配準備積立金額	D	60,416,665円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	346,075,143円

当ファンドの期末残存口数	F	540,785,904口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,702円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,703,929円

平成30年 4月21日から平成30年 5月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,364,030円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	297,123,177円
分配準備積立金額	D	60,696,975円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	361,184,182円
当ファンドの期末残存口数	F	537,837,750口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,715円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,689,188円

平成30年 5月22日から平成30年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,023,776円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	297,615,100円
分配準備積立金額	D	61,371,405円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	362,010,281円
当ファンドの期末残存口数	F	538,571,272口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,721円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,692,856円

当ファンドの期末残存口数	F	510,495,138口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,779円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,552,475円

平成30年10月23日から平成30年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,937,123円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	281,298,743円
分配準備積立金額	D	61,017,784円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	345,253,650円
当ファンドの期末残存口数	F	508,702,649口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,786円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,543,513円

平成30年11月21日から平成30年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,906,171円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	281,864,190円
分配準備積立金額	D	61,391,238円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	346,161,599円
当ファンドの期末残存口数	F	509,511,687口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,793円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	2,547,558円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月20日	当期 自 平成30年 6月21日 至 平成30年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、投資信託受益証券及び投資証券であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、海外業務管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、リスク分析・評価及びコンプライアンス・チェックにつき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成30年 6月20日現在)	当期 (平成30年12月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

前期(平成30年 6月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	628
投資証券	12,204,495
合計	12,205,123

当期(平成30年12月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	157
投資証券	1,277,626
合計	1,277,783

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	前期 (平成30年 6月20日現在)	当期 (平成30年12月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,244,900円 (12,449円)	1,270,700円 (12,707円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価金額(円)	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	785,042	827,905	
投資信託受益証券合計		785,042	827,905	
投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	534,571.666	638,540,509	
投資証券合計		534,571.666	638,540,509	
合計			639,368,414	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## &lt;参考情報&gt;

templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースは「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」（ルクセンブルク籍）及び「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」、「投資証券」は「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」（ルクセンブルク籍）です。

templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース、templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースは「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」（ルクセンブルク籍）及び「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」、「投資証券」は「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」（ルクセンブルク籍）です。

投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

以下に記載した情報は、「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）については現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

また、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」については入手可能な直近の財務諸表を委託会社において抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの監査の対象外です。

「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボ  
ンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）

## 純資産額計算書

区分	2018年6月30日現在
	金額（米ドル）
資産	
有価証券	14,262,595,791
預金	628,328,664
未収入金	342,723,621
未収利息及び未収配当金	215,837,402
外国為替先渡契約未実現評価益	320,261,932
その他未収入金	15,022,592
資産合計	15,784,770,002
負債	
未払金	46,427,413
未払解約金等	50,652,411
未払運用報酬等	8,993,765
金利スワップ契約未実現評価損	131,333,758
その他未払金	42,554,170
負債合計	279,961,517
純資産額	15,504,808,485

(注) 「templton・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日  
までであり、templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・  
為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なります。

## (1口当たり純資産額)

	2018年6月30日現在
A (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 12.07
A (acc) CZK-H1 (hedged)	CZK 104.92
A (acc) EUR	EUR 24.70
A (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 20.03
A (acc) HKD	HKD 12.93
A (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 13.43
A (acc) SEK-H1 (hedged)	SEK 12.53
A (acc) USD	USD 28.86
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	AUD 10.16
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	CAD 9.10
A (Mdis) EUR	EUR 14.81
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.69
A (Mdis) GBP	GBP 13.12
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 8.75
A (Mdis) HKD	HKD 9.48
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	RMB 100.68
A (Mdis) SGD	SGD 10.20
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	SGD 10.65

A (Mdis) USD	USD 17.29
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.02
A (Ydis) EUR	EUR 15.79
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.96
AX (acc) USD	USD 21.67
B (Mdis) USD	USD 17.19
C (acc) USD	USD 9.51
C (Mdis) USD	USD 12.95
F (Mdis) USD	USD 8.95
I (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 11.90
I (acc) EUR	EUR 20.70
I (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 17.06
I (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 10.37
I (acc) USD	USD 24.34
I (Mdis) EUR	EUR 12.60
I (Mdis) GBP	GBP 12.46
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.77
I (Mdis) JPY	JPY 1,174.01
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 865.77
I (Ydis) EUR	EUR 14.06
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.20
N (acc) EUR	EUR 23.59
N (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 19.19
N (acc) HUF	HUF 147.79
N (acc) PLN-H1 (hedged)	PLN 13.95
N (acc) USD	USD 27.56
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 12.21
N (Mdis) USD	USD 9.06
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.84
S (acc) USD	USD 10.56
S (Mdis) EUR	EUR 8.58
W (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.64
W (acc) EUR	EUR 11.56
W (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 11.11
W (acc) USD	USD 11.63
W (Mdis) EUR	EUR 9.77
W (Mdis) GBP	GBP 10.90
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.23
W (Mdis) USD	USD 8.22
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.77
W (Ydis) EUR	EUR 10.37
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.31
X (acc) EUR	EUR 12.52
X (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.64
X (acc) USD	USD 10.33
Y (acc) CAD	CAD 10.97

Y (Mdis) USD	USD 10.06
Z (acc) EUR	EUR 14.20
Z (acc) USD	USD 12.87
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.21
Z (Mdis) USD	USD 8.84
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.08

## 「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

## （１）貸借対照表

	第10期	第11期
	[平成29年7月24日現在]	[平成30年7月23日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	479,805	513,057
親投資信託受益証券	153,446,008	160,579,578
未収入金	635	665
流動資産合計	153,926,448	161,093,300
資産合計	153,926,448	161,093,300
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,873	17,129
未払委託者報酬	81,588	94,337
その他未払費用	1,884	2,187
流動負債合計	98,345	113,653
負債合計	98,345	113,653
純資産の部		
元本等		
元本	146,051,273	152,692,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,776,830	8,287,628
（分配準備積立金）	4,665,213	5,308,205
元本等合計	153,828,103	160,979,647
純資産合計	153,828,103	160,979,647
負債純資産合計	153,926,448	161,093,300

（注）「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の計算期間は、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なり、原則として毎年7月23日から翌年7月22日までであります。上記の貸借対照表は、平成29年7月24日現在及び平成30年7月23日現在における同ファンドの状況であります。

## （２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成29年7月25日から平成30年7月23日までとなっております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第10期 [平成29年7月24日現在]	第11期 [平成30年7月23日現在]
1 期首元本額	129,060,075円	146,051,273円
期中追加設定元本額	18,402,963円	6,640,746円
期中一部解約元本額	1,411,765円	-円
2 受益権の総数	146,051,273口	152,692,019口

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期	第11期
	自 平成28年7月23日 至 平成29年7月24日	自 平成29年7月25日 至 平成30年7月23日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 [平成29年7月24日現在]	第11期 [平成30年7月23日現在]
1 貸借対照表 計上額、時価 及びその差額	時価で計上しているためその差額は ありません。	同 左
2 時価の算定 方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計 方針に係る事項に関する注記）に記載 しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はあ りません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン 等）は、短期間で決済され、時価は帳 簿価額と近似していることから、当該 金融商品の帳簿価額を時価としており ます。</p>	<p>(1) 有価証券 同 左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同 左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同 左</p>
3 金融商品の 時価等に関す る事項につい ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基 づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含まれ ております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。	同 左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第10期 [平成29年7月24日現在]	第11期 [平成30年7月23日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差 額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差 額（円）
親投資信託受益証券	178,505	387,041
合計	178,505	387,041

## （デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第10期 (平成29年7月24日現在)	第11期 (平成30年7月23日現在)
1口当たり純資産額	1.0532円	1.0543円
(1万口当たり純資産額)	(10,532円)	(10,543円)

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本短期債券マザーファンド	143,349,026	160,579,578	
合計		143,349,026	160,579,578	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は親投資信託受益証券「日本短期債券マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

「日本短期債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成30年7月23日現在]	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,638,595	
社債券	2,012,198,000	
未収利息	2,115,188	
前払費用	24,452	
流動資産合計	2,061,976,235	
資産合計	2,061,976,235	
負債の部		
流動負債		
未払解約金	194,599	
未払利息	91	
流動負債合計	194,690	
負債合計	194,690	
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,840,487,569
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	221,293,976	
元本等合計	2,061,781,545	
純資産合計	2,061,781,545	
負債純資産合計	2,061,976,235	

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

	[平成30年7月23日現在]
1 期首	平成29年7月25日
期首元本額	2,041,407,999円
期中追加設定元本額	786,255,983円
期中一部解約元本額	987,176,413円
元本の内訳*	
三菱UFJ グローバル・エコ・ウォーター・ファンド	8,887,168円
地球温暖化対策株式ファンド	946,881円
日本短期債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	25,624,682円
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	143,349,026円
三菱UFJ 積立ファンド（日本バランス型）	1,337,338,177円
三菱UFJ 国内バランス20	324,341,635円
合計	1,840,487,569円
2 受益権の総数	1,840,487,569口

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成29年7月25日 至 平成30年7月23日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年7月23日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[平成30年7月23日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	8,174,000
合計	8,174,000

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[平成30年7月23日現在]
1口当たり純資産額	1.1202円
(1万口当たり純資産額)	(11,202円)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額
社債券	第4回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2014)	100,000,000	100,387,000
	第6回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー	100,000,000	100,050,000
	第1回バンコ・サンタンデール・エセ・アー(2017)	100,000,000	98,773,000
	第19回ルノー	100,000,000	100,074,000
	第4回富士フィルムホールディングス	100,000,000	99,827,000
	第50回日本電気	100,000,000	100,115,000
	第31回ソニー	100,000,000	100,203,000
	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	99,988,000
	第7回あおぞら銀行	100,000,000	99,976,000
	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	103,455,000
	第6回りそな銀行(劣後特約付)	100,000,000	103,184,000
	第8回三井住友信託銀行(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,183,000
	第23回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	103,469,000
	第22回東京センチュリーリース	100,000,000	99,913,000
	第75回アコム	100,000,000	99,902,000
	第69回日立キャピタル	100,000,000	99,914,000
	第43回野村ホールディングス	100,000,000	100,213,000
	第15回イオンモール	100,000,000	99,918,000
	第237回四国電力	100,000,000	100,661,000
	第316回北海道電力	100,000,000	101,993,000
	合 計	2,000,000,000	2,012,198,000

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

「テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」

（平成30年12月28日現在）

資産総額	5,045,919,006円
負債総額	3,800,264円
純資産総額（ - ）	5,042,118,742円
発行済口数	4,636,073,086口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0876円

「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」

（平成30年12月28日現在）

資産総額	4,955,325,830円
負債総額	2,321,943円
純資産総額（ - ）	4,953,003,887円
発行済口数	3,255,386,613口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5215円

「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」

（平成30年12月28日現在）

資産総額	640,639,365円
負債総額	148,539円
純資産総額（ - ）	640,490,826円
発行済口数	509,778,499口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2564円

## &lt;参考情報&gt;

投資対象ファンドの現況は以下の通りです。

以下に記載した現況は、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）については現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

また、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」については入手可能な直近の財務諸表を委託会社において抜粋・要約したものです。

「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グローバル・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)

(2018年6月30日現在)

資産総額	USD 15,784,770,002
負債総額	USD 279,961,517
純資産総額( - )	USD 15,504,808,485
発行済口数	
A (acc) CHF-H1 (hedged)	5,346,626.809
A (acc) CZK-H1 (hedged)	25,097,731.920
A (acc) EUR	42,735,310.757
A (acc) EUR-H1 (hedged)	41,475,891.699
A (acc) HKD	860,096.714
A (acc) NOK-H1 (hedged)	1,906,263.002
A (acc) SEK-H1 (hedged)	26,769,150.840
A (acc) USD	54,596,382.405
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	2,607,497.446
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	496,251.639
A (Mdis) EUR	27,352,622.219
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	33,476,182.882
A (Mdis) GBP	2,202,656.603
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	3,903,822.775
A (Mdis) HKD	36,770,064.701
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	103,925.883
A (Mdis) SGD	8,166,241.496
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	13,836,350.078
A (Mdis) USD	159,763,062.158
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	1,984,046.945
A (Ydis) EUR	50,822,207.575
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	72,566,558.303
AX (acc) USD	9,824,317.037
B (Mdis) USD	2,424,418.593
C (acc) USD	1,232,856.334
C (Mdis) USD	21,687,126.425
F (Mdis) USD	2,367,518.454
I (acc) CHF-H1 (hedged)	11,820,112.324
I (acc) EUR	8,919,741.296
I (acc) EUR-H1 (hedged)	22,426,100.779
I (acc) NOK-H1 (hedged)	195,119,486.329
I (acc) USD	45,426,301.225
I (Mdis) EUR	903,050.686
I (Mdis) GBP	3,606,295.409
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	8,882,916.280
I (Mdis) JPY	4,853,295.192
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	5,812,860.930
I (Ydis) EUR	6,372,949.390
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	18,856,412.853

N (acc) EUR	8,342,571.322
N (acc) EUR-H1 (hedged)	17,915,554.649
N (acc) HUF	3,805,502.311
N (acc) PLN-H1 (hedged)	6,321,949.686
N (acc) USD	13,379,519.822
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	31,446,618.577
N (Mdis) USD	6,858,408.378
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	9,535,872.358
S (acc) USD	44,742.000
S (Mdis) EUR	422.244
W (acc) CHF-H1 (hedged)	1,121,413.933
W (acc) EUR	4,437,841.759
W (acc) EUR-H1 (hedged)	4,300,436.493
W (acc) USD	9,602,437.100
W (Mdis) EUR	733,491.300
W (Mdis) GBP	2,321,284.321
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	5,086,844.154
W (Mdis) USD	7,532,912.056
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	14,510.815
W (Ydis) EUR	1,278,210.760
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	967,011.471
X (acc) EUR	379.158
X (acc) EUR-H1 (hedged)	18,875,524.491
X (acc) USD	2,532,100.574
Y (acc) CAD	1,596,466.816
Y (Mdis) USD	500.000
Z (acc) EUR	172,907.851
Z (acc) USD	8,163,408.259
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	24,420.685
Z (Mdis) USD	4,666,660.408
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	122,273.752
1口当たり純資産額( / )	
A (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 12.07
A (acc) CZK-H1 (hedged)	CZK 104.92
A (acc) EUR	EUR 24.70
A (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 20.03
A (acc) HKD	HKD 12.93
A (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 13.43
A (acc) SEK-H1 (hedged)	SEK 12.53
A (acc) USD	USD 28.86
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	AUD 10.16
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	CAD 9.10
A (Mdis) EUR	EUR 14.81
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.69
A (Mdis) GBP	GBP 13.12
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 8.75

A (Mdis) HKD	HKD 9.48
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	RMB 100.68
A (Mdis) SGD	SGD 10.20
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	SGD 10.65
A (Mdis) USD	USD 17.29
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.02
A (Ydis) EUR	EUR 15.79
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.96
AX (acc) USD	USD 21.67
B (Mdis) USD	USD 17.19
C (acc) USD	USD 9.51
C (Mdis) USD	USD 12.95
F (Mdis) USD	USD 8.95
I (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 11.90
I (acc) EUR	EUR 20.70
I (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 17.06
I (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 10.37
I (acc) USD	USD 24.34
I (Mdis) EUR	EUR 12.60
I (Mdis) GBP	GBP 12.46
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.77
I (Mdis) JPY	JPY 1,174.01
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 865.77
I (Ydis) EUR	EUR 14.06
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.20
N (acc) EUR	EUR 23.59
N (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 19.19
N (acc) HUF	HUF 147.79
N (acc) PLN-H1 (hedged)	PLN 13.95
N (acc) USD	USD 27.56
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 12.21
N (Mdis) USD	USD 9.06
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.84
S (acc) USD	USD 10.56
S (Mdis) EUR	EUR 8.58
W (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.64
W (acc) EUR	EUR 11.56
W (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 11.11
W (acc) USD	USD 11.63
W (Mdis) EUR	EUR 9.77
W (Mdis) GBP	GBP 10.90
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.23
W (Mdis) USD	USD 8.22
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.77
W (Ydis) EUR	EUR 10.37
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.31



X (acc) EUR	EUR 12.52
X (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.64
X (acc) USD	USD 10.33
Y (acc) CAD	CAD 10.97
Y (Mdis) USD	USD 10.06
Z (acc) EUR	EUR 14.20
Z (acc) USD	USD 12.87
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 9.21
Z (Mdis) USD	USD 8.84
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.08

「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

（平成30年7月23日現在）

資産総額	161,093,300円
負債総額	113,653円
純資産総額（ - ）	160,979,647円
発行済口数	152,692,019口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0543円

「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の計算期間は、原則として毎年7月23日から翌年7月22日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換等

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行えません。

振替受益権には無記名式や記名式の形態がないため、名義書換は行われません。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

( 7 ) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2018年12月末日現在）

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	78,400株
発行済株式総数	43,580株

<最近5年間における資本金の額の増減>

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としての取締役会は6名以内の取締役で構成されます。取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任され、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。また、増員により選出された取締役の任期は他の取締役の任期が満了するまでの期間とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役及び役付取締役を選任します。

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となります。社長に事故があるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は会日の5日前にこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

##### (3) 運用の意思決定機構

ファンドに関しては、海外業務委員会で運用方針・投資政策、投資信託の分配金等の決定を行い、海外業務管理委員会で、パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等を審議します。

海外業務委員会および海外業務管理委員会の概要は以下の通りです。

「海外業務委員会」

委員長： 海外業務部を所管する取締役

メンバー： 海外業務部を所管する取締役、海外業務部長、運用管理部長、その他委員長の指名する者

審議事項： 運用方針・投資政策、投資信託の分配金等の決定

開催頻度： 原則として月1回開催

## 「海外業務管理委員会」

- 委員長： 代表取締役社長
- メンバー： 代表取締役社長、運用管理部長、リスク管理部長、法務コンプライアンス部長、海外業務部長、その他委員長の指名する者
- 審議事項： パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等
- 開催頻度： 原則として月1回開催

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2018年12月末日現在、委託会社が運用している証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

商品分類	本数（本）	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	37,718,481,248
単位型株式投資信託	2	9,113,961,655
合計	8	46,832,442,903

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (平成29年9月30日)	第23期 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,037,218	1,145,002
前払費用	7,139	6,063
未収入金	180,073	178,129
未収委託者報酬	56,557	49,856
未収運用受託報酬	38,918	22,807
繰延税金資産	71,041	46,885
その他流動資産	0	0
<b>流動資産合計</b>	<b>1,390,949</b>	<b>1,448,745</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物付属設備	80,140	72,868
器具備品	36,850	34,388
<b>有形固定資産合計</b>	<b>* 1 116,991</b>	<b>* 1 107,257</b>
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	61,768	61,768
その他	628	638
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>62,397</b>	<b>62,407</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>179,388</b>	<b>169,664</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,570,337</b>	<b>1,618,409</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	8,500	2,682
未払収益分配金	904	1,054
未払手数料	39,914	34,374
その他未払金	* 2 159,805	* 2 140,315
未払費用	57,441	54,116
未払法人税等	31,412	15,878
未払消費税等	* 3 304	* 3 694
<b>流動負債合計</b>	<b>298,283</b>	<b>249,116</b>
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	6,202	5,628
資産除去債務	29,501	29,831
<b>固定負債合計</b>	<b>35,704</b>	<b>35,460</b>
<b>負債合計</b>	<b>333,987</b>	<b>284,576</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		

資本準備金	57,958	57,958
その他資本剰余金		
資本剰余金合計	57,958	57,958
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	688,391	785,875
利益剰余金合計	688,391	785,875
株主資本合計	1,236,349	1,333,833
純資産合計	1,236,349	1,333,833
負債純資産合計	1,570,337	1,618,409



## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第22期 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）	第23期 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
営業収益		
委託者報酬	400,069	352,380
運用受託報酬	109,604	110,824
業務受託報酬	1,028,084	1,059,419
その他営業収益	230,675	166,142
営業収益計	1,768,434	1,688,766
営業費用		
支払手数料	361,997	349,855
広告宣伝費	3,842	8,711
公告費	590	590
調査費	46,085	46,104
図書費	435	463
委託計算費	10,540	10,796
通信費	7,571	8,295
印刷費	14,207	12,664
諸会費	2,160	1,988
販売促進費	1,999	1,541
営業費用計	449,430	441,011
一般管理費		
役員報酬	53,625	53,739
給料・手当	272,751	276,670
賞与	95,085	45,632
その他給与	4,206	6,856
法定福利費	34,815	31,678
退職給付費用	11,835	12,665
交際費	1,805	1,905
旅費交通費	10,231	10,662
租税公課	12,246	9,713
福利厚生費	1,944	1,510
事務委託費	410,339	480,453
不動産賃貸料	64,467	61,130
固定資産減価償却費	14,362	14,663
諸経費	76,757	82,437
一般管理費計	1,064,474	1,089,720
営業利益	254,529	158,034
営業外収益		
受取利息	4	2
為替差益	10,496	
その他	3	
営業外収益合計	10,504	2
営業外費用		

為替差損			4,193
その他		2	2
営業外費用合計		2	4,196
経常利益		265,030	153,840
特別損失			
固定資産除却損	* 1	113	* 1 0
特別損失合計		113	0
税引前当期純利益		264,917	153,840
法人税、住民税及び事業税		34,167	32,775
法人税等調整額		17,604	23,582
法人税等合計		51,771	56,357
当期純利益		213,145	97,483

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	490,000	57,958		57,958	475,246	475,246	1,023,204	1,023,204
当期変動額								
当期純利益					213,145	213,145	213,145	213,145
当期変動額合計					213,145	213,145	213,145	213,145
当期末残高	490,000	57,958		57,958	688,391	688,391	1,236,349	1,236,349

第23期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	490,000	57,958		57,958	688,391	688,391	1,236,349	1,236,349
当期変動額								
当期純利益					97,483	97,483	97,483	97,483
当期変動額合計					97,483	97,483	97,483	97,483
当期末残高	490,000	57,958		57,958	785,875	785,875	1,333,833	1,333,833

## 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～20年
2. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

第23期

自 平成29年10月1日

至 平成30年9月30日

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

平成34年9月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第22期 (平成29年9月30日)	第23期 (平成30年9月30日)								
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">28,823千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">36,380千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	28,823千円	器具備品	36,380千円	<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">36,095千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,927千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	36,095千円	器具備品	38,927千円
建物付属設備	28,823千円								
器具備品	36,380千円								
建物付属設備	36,095千円								
器具備品	38,927千円								
<p>* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">流動負債 その他未払金</td> <td style="text-align: right;">25,112千円</td> </tr> </table>	流動負債 その他未払金	25,112千円	<p>* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">流動負債 その他未払金</td> <td style="text-align: right;">24,933千円</td> </tr> </table>	流動負債 その他未払金	24,933千円				
流動負債 その他未払金	25,112千円								
流動負債 その他未払金	24,933千円								
<p>* 3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうち、「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>* 3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうち、「未払消費税等」として表示しております。</p>								

## （損益計算書関係）

第22期 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	第23期 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)				
<p>* 1 固定資産除却損には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">113千円</td> </tr> </table>	器具備品	113千円	<p>* 1 固定資産除却損には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table>	器具備品	0千円
器具備品	113千円				
器具備品	0千円				

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	-	-	43,580
合計	43,580	-	-	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

第23期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	-	-	43,580
合計	43,580	-	-	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第22期 （平成29年9月30日）	第23期 （平成30年9月30日）
1年内	61,768	46,326
1年超	46,326	0
合計	108,095	46,326

## （金融商品関係）

第22期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

## 1．金融商品に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,037,218	1,037,218	-
(2) 未収入金	180,073	180,073	-
(3) 未収委託者報酬	56,557	56,557	-
(4) 未収運用受託報酬	38,918	38,918	-
(5) 長期差入保証金	61,768	61,049	719
資産計	1,374,536	1,373,817	719
負債			
(1) 未払手数料	39,914	39,914	-
(2) その他未払金	159,805	159,805	-
(3) 未払費用	57,441	57,441	-
負債計	257,161	257,161	-

## （注）1．金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

## 負債

## ( 1 ) 未払手数料、( 2 ) その他未払金及び( 3 ) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ( 注 ) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,037,218	-	-	-
未収入金	180,073	-	-	-
未収委託者報酬	56,557	-	-	-
未収運用受託報酬	38,918	-	-	-
長期差入保証金	-	-	-	61,768
合計	1,312,767	-	-	61,768

第23期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

## 1 . 金融商品に関する事項

## ( 1 ) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

## ( 2 ) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,145,002	1,145,002	-
(2) 未収入金	178,129	178,129	-
(3) 未収委託者報酬	49,856	49,856	-
(4) 未収運用受託報酬	22,807	22,807	-
(5) 長期差入保証金	61,768	61,056	712
資産計	1,457,564	1,456,852	712
負債			
(1) 未払手数料	34,374	34,374	-
(2) その他未払金	140,315	140,315	-
(3) 未払費用	54,116	54,116	-
負債計	228,806	228,806	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定してあります。

## 負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,145,002	-	-	-
未収入金	178,129	-	-	-
未収委託者報酬	49,856	-	-	-
未収運用受託報酬	22,807	-	-	-
長期差入保証金	-	-	61,768	-
合計	1,395,795	-	61,768	-

## (有価証券関係)

第22期 (平成29年9月30日)	第23期 (平成30年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第22期 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	第23期 (自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第22期 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	第23期 (自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)
採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出制度を採用しております。  当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は、 11,823千円であります。	採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出制度を採用しております。  当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は、 12,665千円であります。

## （税効果関係）

第22期 (平成29年9月30日)	第23期 (平成30年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳  (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳  (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,155,105	繰越欠損金 1,125,607
未払金 27,354	未払金 20,710
未払費用 15,799	未払費用 13,356
資産除去債務 9,104	資産除去債務 9,206
未払事業税 2,680	未払事業税 2,676
その他 19	その他 44
繰延税金資産小計 1,210,063	繰延税金資産小計 1,171,602
評価性引当額 1,139,022	評価性引当額 1,124,716
繰延税金資産合計 71,041	繰延税金資産合計 46,885
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除去費用 6,202	資産除去債務に対応する除去費用 5,628
繰延税金負債合計 6,202	繰延税金負債合計 5,628
繰延税金資産の純額 64,838	繰延税金資産の純額 41,256
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.86%	法定実効税率 30.86%
(調整)	(調整)
評価性引当額 14.08%	評価性引当額 9.30%
役員賞与等永久に損金に 算入されない項目 5.10%	役員賞与等永久に損金に 算入されない項目 8.10%
住民税均等割 0.11%	住民税均等割 0.19%
その他 2.44%	その他 6.79%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 19.54%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 36.63%

## （資産除去債務関係）

第22期 (平成29年9月30日)	第23期 (平成30年9月30日)												
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">29,174千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">326千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高</td> <td style="text-align: right;">29,501千円</td> </tr> </table>	期首残高	29,174千円	時の経過による調整額	326千円	期末残高	29,501千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">29,501千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">330千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高</td> <td style="text-align: right;">29,831千円</td> </tr> </table>	期首残高	29,501千円	時の経過による調整額	330千円	期末残高	29,831千円
期首残高	29,174千円												
時の経過による調整額	326千円												
期末残高	29,501千円												
期首残高	29,501千円												
時の経過による調整額	330千円												
期末残高	29,831千円												

## （セグメント情報等）

第22期（自平成28年10月1日至平成29年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
509,673	1,095,036	159,488	4,235	1,768,434

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

## 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,095,036

第23期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## (2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
463,204	1,055,030	167,512	3,019	1,688,766

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

## 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,055,030

## （関連当事者）

第22期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

## 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	55,486千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有)間接100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	30,619	その他未払金	25,112

（注）1．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

## 2．取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプレトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託	150,900	未収入金	12,808
							総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	410,339	その他未払金	37,825
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプレトン インターナショナル サービス S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,042千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,095,036 34,410	未収入金 その他未払金	166,044 2,575

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第23期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

### 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	51,912千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	30,655	その他未払金	24,933

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	159,021 480,453	未収入金 その他 未払金	13,655 37,715
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,042千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,055,030 57,420	未収入金 その他 未払金	163,456 4,546

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）



## （ 1株当たり情報）

第22期 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）		第23期 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）	
1株当たり純資産額	28,369円66銭	1株当たり純資産額	30,606円55銭
1株当たり当期純利益金額（注）	4,890円90銭	1株当たり当期純利益金額（注）	2,236円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第22期 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）	第23期 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
当期純利益（千円）	213,145	97,483
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	213,145	97,483
期中平均株式数（株）	43,580	43,580

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

前記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資 本 金 の 額：324,279百万円（2018年9月末日現在）

事 業 の 内 容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2018年9月末日現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社（ 1、 2）	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社（注 1）	7,196百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社（ 1、 2）	6,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社（ 2）	40,500百万円	
U B S証券株式会社	32,100百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社S M B C信託銀行	87,550百万円	
株式会社東北銀行（ 1、 2）	13,233百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社百十四銀行（ 2）	37,322百万円	
株式会社北國銀行（ 2）	26,673百万円	

1 限定為替ヘッジコースの取扱いはありません。

2 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。

(注1) カブドットコム証券株式会社は、2019年3月18日から募集・販売の取扱いを開始する予定です。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国有価証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資 本 金 の 額：10,000百万円（2018年9月末日現在）

事 業 の 内 容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案、写真およびキャッチ・コピーを使用することがあります。また、使用開始日、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、ファンドの商品分類および属性区分を記載することがあります。

請求目論見書の巻末に投資信託約款を掲載することがあります。

以下の趣旨の事項を目論見書に記載することがあります。

投資に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等の値動きのある有価証券等に投資を行います。ファンドの基準価額は、投資信託証券および投資信託証券の組入れた有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより元本を割り込むことがあります。また、投資信託証券および投資信託証券の組入れた有価証券等の発行者の経営・財政状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預金等ではなく、預金保険機構の保険金の支払対象ではありません。

投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。

投資信託は元本は保証されていません。

登録金融機関は、金融商品取引業者とは異なり、投資者保護基金に加入しておりません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

届出書本文の記載内容について、投資者の理解を助けるため、目論見書の当該内容に関連する箇所に、当該内容を説明した図表等を付加して記載することがあります。

目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書は、別称として「投資信託説明書」という名称を使用することがあります。

目論見書に委託会社の電話番号（受付時間）、ホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセス等することにより、ファンドの販売会社および基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月13日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

## PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山口 健志

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの平成30年6月21日から平成30年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの平成30年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

## PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山口 健志 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの平成30年6月21日から平成30年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの平成30年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの平成30年6月21日から平成30年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの平成30年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。